【禁無断転載】

第５回消費税法能力検定模擬試験
問題用紙
３　級

注　　意

・試験開始の合図があるまで，問題用紙は開かないでください。

・この試験の制限時間は１時間です。

・解答は，問題の指示にしたがい，すべて解答用紙の指定の位置に記入してください。

・解答用紙の所定の位置に，試験場校，受験番号を必ず記入してください。これらの記入もれがある場合や，氏名を記入した場合には，採点の対象とならない場合があります。

・印刷の汚れや乱丁，筆記用具の不具合などで必要のある場合は，手をあげて試験監督委員に合図をしてください。

・下敷きは，机の不良などで特に許されたもの以外は使用してはいけません。

・計算用具（そろばん・計算機能のみの電卓など）を使用してもかまいません。

第５回消費税法能力検定模擬試験問題
３ 級

解答は解答用紙に

第１問 次の各文の（　　）内の語句のうち，適当なものを選び，解答欄に記号で記入しなさい。(20点)

１. 法人である事業者は, 課税期間ごとに, その課税期間の末日の翌日から(① ア．２月以内, イ．３月以内)に, 所定の事項を記載した(② ウ．修正申告書, エ．確定申告書)を税務署長に提出しなければならない。

２．国内において（③ オ．経営者，カ．事業者）が行った（④ キ．課税資産の譲渡等，ク．資産の譲渡等）のうち非課税とされるもの以外については，消費税が課される。

３．事業者のうち，その課税期間に係る（⑤ ケ．基準年度， コ．基準期間）における課税売上高が（⑥ サ．1,000万円，シ．5,000万円）以下である者については，その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき，消費税を納める義務を免除する。

４．外国貨物を（⑦ ス．保税地域， セ．税関）から引き取る者は，（⑧ ソ．課税貨物， タ．輸入貨物）につき，消費税を納める義務がある。

５．資産の譲渡等とは，(⑨ チ．事業，ツ．業務)として対価を得て行われる資産の譲渡及び(⑩テ．借り受け，ト．貸付け）並びに役務の提供をいう。

第２問 次に掲げる課税の対象となる取引につき，消費税が非課税とされない取引には○印を，非課税とされる取引には×印しを記入しなさい。(20点)

① スーパーマーケットが行う食料品の販売
② 法人が受ける銀行預金の利子
③ デパートが行う商品券の販売
④ ガス会社が受けるガス料金
⑤ 保険会社が受ける保険料
⑥ 社会保険労務士が受ける顧問報酬
⑦ 航空会社が受ける北京・成田間の航空運賃
⑧ ペットショップが行うドックフードの販売
⑨ サラリーマンが行う身体障害者用物品の輸入
⑩ 火葬場が受ける火葬料

第３問　仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）を採用している場合における課税標準額に対する消費税額及び控除税額の計算を行いなさい。なお，基準期間の課税売上高は５千万円以下であるものとする。(20点)

(1)　課税期間……自平成27年４月１日　至平成28年３月31日

(2)　業　　種……100%　飲食店業

(3)　当課税期間における税込課税売上高……40,322,890円

(4)　当課税期間における返還等対価に係る税額……83,300円

第４問　甲株式会社は衣料品の販売業を営んでいる課税事業者であるが，同社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの課税期間における取引等の状況は次の〔資料〕のとおりである。これに基づき，この課税期間における納付すべき消費税の額をその計算過程を示して計算しなさい。(40点)

なお，計算に当たっては，次の事項を前提として解答しなさい。

(1)　仕入に係る消費税額の計算は全額控除方式によるものとする。

(2)　会計帳簿による経理は，すべて消費税及び地方消費税込みの金額により処理している。

(3)　当課税期間に行った課税仕入れについては，その事実を明らかにする帳簿及び請求書等が保存されている。

(4)　納付すべき地方消費税の額については，計算する必要はない。

〔資　　料〕

１．当課税期間における損益計算書

損　益　計　算　書

自平成27年４月１日　至平成28年３月31日　　（単位：円）

期首商品棚卸高	24,205,000	当期商品売上高	523,200,000
当期商品仕入高	334,230,000	期末商品棚卸高	26,778,000
役員報酬	26,430,000	受取利息	97,000
従業員給与手当	69,010,000	受取配当金	210,000
福利厚生費	19,789,000		
荷造運送費	7,765,000		
旅費交通費	6,859,000		
通信費	1,989,000		
租税公課	10,470,000		
減価償却費	5,219,000		
その他の経費	33,690,000		
当期利益	**10,629,000**		
	550,285,000		550,285,000

２．損益計算書の内容に関して付記すべき事項は次のとおりである。

⑴　当期商品売上高のうち，委託販売に係るものが11,750,000円あり，残額はすべて課税売上げに該当する。

なお，委託販売に係る売上高のうち，当課税期間末日までに受託者が販売したものは9,840,000円である。

⑵　当期商品仕入高は，すべて課税仕入れに該当する。

⑶　福利厚生費のうち16,808,000円は，甲株式会社が負担すべき社会保険料で，残額はすべて課税仕入れに該当する。

⑷　旅費交通費のうち2,060,000円は，海外出張に係る費用である。

⑸　通信費のうち232,000円は，国際通信費である。

⑹　減価償却費のうち312,900円は，当期に取得した商品ケース（取得価額1,051,000円）に係るものである。

⑺　租税公課には，消費税中間納付額3,821,800円が含まれている。

⑻　その他の経費のうち29,147,000円は，課税仕入れに該当する費用である。

３．その他の資料

前々課税期間に販売した商品に係る売掛金693,000円が貸倒れとなり，貸倒れに係る税額26,400円（適正額）が生じている。

第５回消費税法能力検定模擬試験解答用紙

３ 級

試験場校

受験番号

採　点

第１問（20点）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

第２問（20点）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

第３問（20点）

Ⅰ．課税標準額に対する消費税額の計算

区　分	金　額	計　算　過　程
１．課税標準額	円	１．課税標準額の計算 円 × ―― ＝ 円 → 円 （ 円 未満切り捨て ）
２．課税標準額に対する消費税額	円	２．課税標準額に対する消費税額の計算 円 × ％ ＝ 円

Ⅱ．控除税額の計算

区　分	金　額	計　算　過　程
１．控除対象仕入税額	円	１．控除対象仕入税額の計算 （ 円 － 円 ）× ％（みなし仕入率） ＝ 円
２．返還等対価に係る税額	円	
３．控除税額合計	円	３．控除税額合計の計算 １． 円 ＋ ２． 円 ＝ 円

裏 面 へ つ づ く

第４問（40点）

Ⅰ．課税標準額に対する消費税額の計算

区　　分	金　　額	計　　算　　過　　程
1．課税標準額	円	1．課税標準額の計算 ① 当期商品売上高　（委託販売高） 円 － 円 ＝ 円 ② 委託販売高　円 ③ 合　計 ①～②　計　円 × ―― ＝ 円 → 円 （ 円 未満切り捨て ）
2．課税標準額に対する消費税額	円	2．課税標準額に対する消費税額の計算 円 × ％ ＝ 円

Ⅱ．控除税額の計算

区　　分	金　　額	計　　算　　過　　程
1．控除対象仕入税額	円	2．控除対象仕入税額の計算 (1) 課税仕入れの税額 ① 当期商品仕入高　円 ② 福利厚生費　円 － 円 ＝ 円 ③ 荷造運送費　円 ④ 旅費交通費　円 － 円 ＝ 円

消費税法3級

受験番号

		⑤ 通信費 円 − 円 = 円 ⑥ 商品ケース 円 ⑦ その他の経費 円 ⑧ 合計 (①〜⑦ 計 円) × ―― = 円
2．貸倒れに係る税額	円	
3．控除税額合計	円	4．控除税額合計の計算 1． 円 + 2． 円 = 円

Ⅲ．納付税額の計算

区分	金額	計算過程
1．差引税額	円	1．差引税額の計算 Ⅰの2． 円 − Ⅱの3． 円 = 円 → 円 (円 未満切り捨て)
2．納付税額	円	2．納付税額の計算 1． 円 − (中間納付税額) 円 = 円

第５回消費税法能力検定模擬試験解答用紙

３ 級

試験場校

受験番号

採　点

第１問（20点）　@２点×10＝20点

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ア	エ	カ	ク	コ	サ	ス	ソ	チ	ト

第２問（20点）　@２点×10＝20点

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
○	×	×	○	×	○	○	○	×	×

第３問（20点）

Ⅰ．課税標準額に対する消費税額の計算　●印@４点×５＝20点

区　分	金　額	計　算　過　程
１．課税標準額	● 37,336,000 円	１．課税標準額の計算 40,322,890 円 × 100/108 ＝ 37,336,009 円 → 37,336,000 円 （1,000 円 未満切り捨て）
２．課税標準額に対する消費税額	2,352,168 円	２．課税標準額に対する消費税額の計算 37,336,000 円 × ● 6.3 % ＝ 2,352,168 円

Ⅱ．控除税額の計算

区　分	金　額	計　算　過　程
１．控除対象仕入税額	1,361,320 円	１．控除対象仕入税額の計算 （2,352,168 円 － ● 83,300 円）× ● 60 %（みなし仕入率） ＝ 1,361,320 円
２．返還等対価に係る税額	83,300 円	
３．控除税額合計	● 1,444,620 円	３．控除税額合計の計算 １．1,361,320 円 ＋ ２．83,300 円 ＝ 1,444,620 円

裏面へつづく

第４問（40点）

Ⅰ．課税標準額に対する消費税額の計算

●印@４点×10＝40点

区　　分	金　　額	計　　算　　過　　程
1．課税標準額	482,675,000 円	1．課税標準額の計算 ① 当期商品売上高 523,200,000 円 － 11,750,000 円（委託販売高） ＝ 511,450,000 円 ② 委託販売高 9,840,000 円 ③ 合　計 ①～② 計 521,290,000 円 × 100／108 ＝ 482,675,925 円 → 482,675,000 円 （ 1,000 円 未満切り捨て ）
2．課税標準額に対する消費税額	30,408,525 円	2．課税標準額に対する消費税額の計算 482,675,000 円 × 6.3 % ＝ 30,408,525 円

Ⅱ．控除税額の計算

区　　分	金　　額	計　　算　　過　　程
1．控除対象仕入税額	22,267,583 円	2．控除対象仕入税額の計算 (1) 課税仕入れの税額 ① 当期商品仕入高 334,230,000 円 ② 福利厚生費 19,789,000 円 － 16,808,000 円 ＝ 2,981,000 円 ③ 荷造運送費 7,765,000 円 ④ 旅費交通費 6,859,000 円 － 2,060,000 円 ＝ 4,799,000 円

③へつづく

消費税法3級

受験番号

		⑤ 通信費 1,989,000 円 − 232,000 円 = 1,757,000 円 ⑥ 商品ケース 1,051,000 円 ⑦ その他の経費 29,147,000 円 ⑧ 合計 (①〜⑦ 計 381,730,000 円) × 6.3/108 = 22,267,583 円
2．貸倒れに係る税額	26,400 円	
3．控除税額合計	22,293,983 円	4．控除税額合計の計算 1．22,267,583 円 + 2．26,400 円 = 22,293,983 円

Ⅲ．納付税額の計算

区分	金額	計算過程
1．差引税額	8,114,500 円	1．差引税額の計算 Ⅰの2．30,408,525 円 − Ⅱの3．22,293,983 円 = 8,114,542 円 → 8,114,500 円 (100 円 未満切り捨て)
2．納付税額	4,292,700 円	2．納付税額の計算 1．8,114,500 円 − (中間納付税額) 3,821,800 円 = 4,292,700 円